

「美術館条例施行規則」新旧対照表

美術館条例施行規則

第7条第3号

| 旧 | 新(R2.4.1以降) |
|---|---|
| <p>(観覧料及び使用料の減免) 第7条 (3) 観覧券の交付を受けた者(前条各号のいずれかに該当する者を除く。)が駐車場を使用するとき。 ア 普通自動車 310円 イ 自動二輪車及び原動機付自転車 使用料の10割</p> | <p>(観覧料及び使用料の減免) 第7条 (3) 観覧券の交付を受けた者(前条各号のいずれかに該当する者を除く。)が駐車場を使用するとき。 ア 普通自動車 320円 イ 自動二輪車及び原動機付自転車 使用料の10割</p> |